



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

- 620 保安林の指定 (森林整備課) 1
621 保安林の指定施業要件変更予定 (") 1
622 鯨類追込網漁業の許可又は起業の認可をすべき漁業者の数その他の制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間 (資源管理課) 2
623 一般競争入札による落札者の決定 (警察本部) 2

○ 警察本部告示

- 18 一般競争入札による落札者の決定 3

告 示

和歌山県告示第620号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和8年6月30日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 保安林の所在場所 東牟婁郡串本町吐生字出谷132・135・136（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
- 指定の目的 土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課及び東牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに串本町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第621号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和8年6月30日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 伊都郡かつらぎ町（次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 変更後の指定施業要件
 - 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課及び伊都振興局農林水産振興部林務課並びにかつらぎ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第622号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、和歌山県漁業調整規則（令和2年和歌山県規則第63号）第4条第1項第12号に掲げる鯨類追込網漁業について、同規則第11条第1項各号に掲げる事項に関する制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和8年6月30日

和歌山県知事 宮 崎 泉

1 制限措置の内容

漁業種類	許可又は起業の認可をすべき漁業者の 数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の 資 格
鯨類追込網漁業	1	定めなし	東牟婁郡串本町檜野埼正南の線以东の和歌山県沖合海域	9月1日から翌年4月30日まで	1 現に漁船を有する者若しくは漁船を使用する権利を有する者又はその者を構成員に含む法人 2 漁業の根拠地を和歌山県内に有する者又はその者を構成員に含む法人

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和8年6月30日から同年7月31日まで

なお、この告示に係る許可の有効期間は、令和8年9月1日から令和11年8月31日までとする。

3 条件の付加

知事は、この告示に係る許可又は起業の認可をするに当たり、条件を付けるものとする。

和歌山県告示第623号

紀州NET端末機器等更新委託及び賃貸借業務について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和8年6月30日

和歌山県知事 宮 崎 泉

1 落札に係る特定役務の名称及び数量

紀州NET端末機器等更新委託及び賃貸借業務 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

和歌山県警察本部警務部会計課

和歌山市小松原通一丁目1番地1

3 落札者を決定した日

令和8年5月14日

4 落札者の氏名及び住所

FLCS・富士テレコム コンソーシアム

（代表者）FLCS株式会社

東京都千代田区神田練堀町3番地

（構成員）富士テレコム株式会社

東京都新宿区西新宿六丁目5番1号 新宿アイランドタワー26F

5 落札金額

1, 074, 726, 400円（うち消費税及び地方消費税の額97, 702, 400円）

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 特例政令第6条の公告を行った日

令和8年3月24日

警察本部告示

和歌山県警察本部告示第18号

交通規制管理システム更新委託及び賃貸借業務について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和8年6月30日

和歌山県警察本部長 壺 岐 恭 秀

1 落札に係る特定役務の名称及び数量

交通規制管理システム更新委託及び賃貸借業務 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

和歌山県警察本部警務部会計課

和歌山市小松原通一丁目1番地1

3 落札者を決定した日

令和8年5月14日

4 落札者の氏名及び住所

アトミクス・インフォマティクスコンソーシアム

（代表者）アトミクス株式会社

東京都板橋区舟渡三丁目9番6号

（構成員）株式会社インフォマティクス

神奈川県川崎市幸区大宮町1310番地

5 落札金額

106, 590, 000円（うち消費税及び地方消費税の額9, 690, 000円）

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 特例政令第6条の公告を行った日

令和8年3月24日